

## [事案 2022-61] 契約取消等請求

・令和5年3月14日 裁定終了

### <事案の概要>

募集人の虚偽説明等を理由に、契約の取消し等を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

昭和62年8月に定期保険特約付終身保険を契約したが、以下の理由により、契約を取り消して年金保険に変更するか、年金保険に加入していた場合に受け取ることができた年金相当額を支払ってほしい。

- (1)年金保険に加入する意向だったが、募集人から、年金保険よりも本契約の方が保障もあり、年金受取額も多く有利であると虚偽の説明を受けた。
- (2)将来の年金受取額について、確定しているかのような説明を受けた。
- (3)設計書には受取額が「約」〇万円と表示されているが、実際の受取額は大幅に減額しており、一般的な「約」の意味と乖離している。
- (4)契約当初の説明から受取額が大きく乖離するのであれば、保険会社はその事実を認識した時点で契約者に通知すべきである。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)生命保険契約は附合契約であり、契約内容は約款に定めるところによる。また、設計書記載の年金額は契約上約束されたものではない。
- (2)募集人は、設計書を用いて契約内容を説明しており、設計書と異なる説明（年金額が確定している）をすることは考え難い。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の虚偽説明等は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。